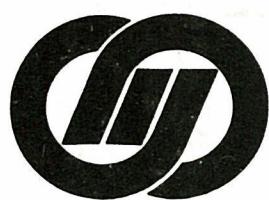


第39号 1.5.26



かわへ 議会報

発行・岐阜県川辺町議会

編集・川辺町議会報編集委員会

おもな内容

- 第1回定例会 ②
- 町長施政方針演説の要旨 ⑤
- そこが聞きたい ⑦
- 議会豆辞典 ⑫
- 議会日誌 ⑫



加茂署と加茂地区交通安全協会による今年度のシルバーセーフティーズーン(高齢者交通安全モデル地区)に福島、上川辺地区が決定し、それぞれの地区で大会が開かれました。

この大会は、60歳以上の方を重点に交通事故から守ろうと62年度から設けられているもので、すでに中川辺、西柄井など4地区が指定されています。

町長から代表者に夜光ダスキーが両地区合わせて360人に贈られたほか、事故撲滅を誓う大会宣言も行われ、思いやり運動の推進、各種会合等における交通安全啓発活動を行い、交通安全運動を呼びかけていくことにしています。

交通安全

第1回定例会

平成元年度予算を中心に審議

5会計の総額は38億897万円に

可決した案件

平成元年第一回定例会は、三月八日招集され、十七日までの十日間を会期として開かれました。本定例会は、新年度町政施策を推進する一般会計や各特別会計等の予算をはじめ、条例の制定、一部改正など十八案件について審議し、いずれも原案どおり可決しました。

川辺町税条例の一部を
改正（専決処分の承認）

退職所得分離課税の所
得割の税率を改正

（賛成多数）

昭和天皇の大喪の礼の
行われる日を休日とする
法律の施行に伴う川
辺町職員の給与に関する
条例等の特例に関する
条例の制定（専決処
分の承認）

関係条例の整備を専決
処分して対処

（賛成多数）

昭和天皇の大喪の礼が去る二
月二十四日に行われましたが、
この日を休日とする法律が二月
十五日に国会で可決され、これ
に伴い本町においても関係条例
を整備し、当日を休日としたこ
とについて報告があり、これを
承認しました。

昭和六十三年度川辺町
一般会計補正予算
（第五号）
（専決処分の承認）

災害復旧事業費など補
正（全会一致）

昭和六十三年度川辺町
一般会計補正予算
（第六号）
（専決処分の承認）

洞川や下麻生の岩谷川の河川が
災害をうけたことによる復旧事
業費です。国の補助査定額の決
定が遅れ、事業工期の関係から
予算の専決を行い事業を実施し
たことについて報告があり、こ
れを承認しました。

補正額は五百八十九万八千円
で、これにより一般会計の総額
は、歳入歳出それぞれ二十二億
九千五百二十八万五千円となり
ました。

地方税法の一部改正法案が昨
年十二月三十日に公布され、本
年一月一日から施行されるのを
うけて、町税条例の一部改正を行
ったことが報告され、承認し
ました。



岩谷川災害発生箇所（下麻生地内）

四、七二一平方メートルの用
地を取得（全会一致）

石神地内で四、七二一・二八
平方メートルの土地を地主から公共用
地として売却したいと申し入れ
があり、町としても議会の意向
もきき取得することが適当と判断
して、その取得費一千四百三
十万七千円の補正の専決を行つ
たことについて報告があり承認
しました。

一般会計の総額は、これまで歳
入歳出それぞれ二十三億九百五
十九万二千円となりました。

昭和六十三年度川辺町
国民健康保険事業特別
会計補正予算（第三号）
（専決処分の承認）

医療費の高騰に伴い六
百十三万四千円を追加
(全会一致)

かわべ議会報 No.39

歳出	(△は減額、単位千円)
総務費	△三一二
町債	△七〇〇
農林水産業費	△三八、〇三九
衛生費	△二三三、一五四
土木費	△四、二五一
消防費	△一、一九〇
教育費	△四、七六四
【補正の主な内容】	△は減額
歳入では	
町民税(個人)七百十萬円、(法人)	一千八百九十二萬二千円、固定資産税六百六十九萬七千円、
町たばこ消費税八百三十四萬四千円、地方交付税(普通)二千万円、道路改良に伴う土地買収費及び補償費負担金△六百八十六萬円、県振興補助金(道路橋りよう費)五百万円、同(義務教育費)三百六十万円、財政調整基金繰入金△六千三百十三萬三千円、繰越金三百八十二萬七千円、健康診査徴収金△百二万二千円。	
歳出では	
財政調整基金積立金一千六百九十八万九千円、ふるさと創生基金積立金二千万円、健康診査委託料△百九十万三千円、上水道会計補助金△二千八十三万一千円、町道改良用地買収費△六	

道路改良事業ほか負担金三百四十三万円、消防団員退職報償金△百十九万円、東アジア漕艇国際大会関連事業費△四百七十六万四千円。

今回の補正により、一般会計の総額は歳入歳出それぞれ二十三億一千二百六万円となりました。

昭和六十三年度川辺町水道事業会計補正予算

（第二号）

決算期を控え、予算を整理（全会一致）

今回の補正是、収益的收支において、水需要の順調な伸びや県水を効率的な受水により、決算額が予算額より大幅に下回ること見られることから一般会計からの補助金を減らすなど予算を見直し、整理を行つたものです。収入・支出の補正の内訳は次のとおりです。（△は減額、単位は千円）

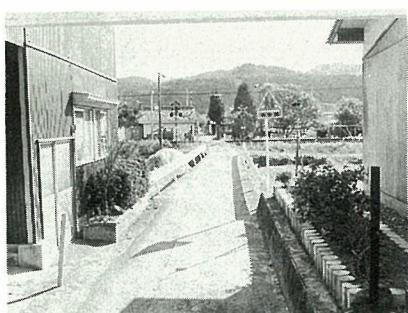
【収入】
給水収益
受取利息
五、八三八
△二、四五〇

原水及び浄水費 △一五、七五三	他会計補助金 △二〇、八三一
平成元年度川辺町一般会計予算（賛成多数）	平成元年度川辺町国民健康保険事業特別会計予算（賛成多数）
平成元年度川辺町老人保健特別会計予算（賛成多数）	平成元年度川辺町学校給食共同調理場特別会計予算（全会一致）
平成元年度川辺町水道事業会計予算（賛成多数）	平成元年度川辺町水道事業会計予算（賛成多数）

上川辺区長から提出されました陳情書は、審査を土木委員会に付託していましたが、十七日の本会議で審査結果が報告され、委員会の報告どおり承認しました。

【審査経過】

本委員会は、平成元年三月十三日会議を開き、付託を受けた上川辺区長から提出の上川辺地内町道二〇四〇号線の道路改良に係る陳情書について審査を行つた。審査にあたつては、さる昭和五十八年三月に提出された同路線の道路改良要望の陳情書が、土木常任委員会に審査を付託されており、その審査結果に基づき、その後どのように検討されたかを執行部より説明を求めた。このあと、今回提出された陳情書について検討に入つたが、投資効果の面、あるいは本路線を通学路としている場合、拡幅改良の必要性があるかどうかなどの問題点もあると考えられるとされたが、いずれにしても今までの経緯を踏まえて審査を行い、本委員会としての態度



改良要望のあった町道2040号線



本定例会第一日に、町長より平成元年度予算案の大要などについての提案説明がありました。一般に施政方針演説といわれるもので、町の将来進むべき道を方向づけ、平成元年度のまちづくりの方針を明らかにするもので
す。

次に、その要旨についてお知らせします

生きがいに満ちた
誇り高き郷土を目指す

町長施政方針演説の要旨

町政運営の基本

私に付託された任期中において

大会など各般にわたり推進することができ、そこに深甚なる感歎謝の意を表する次第である。

一次総合計画に基づく各種事業の推進と、新生川辺町誕生以来三十年経過を契機に、二十一世紀を展望した地域社会の健全な発展と魅力あるまちづくりを目指し、長期的視野にたった行政

ンターの建設をはじめ第一保育園の建設等、さらに合併三十周年記念行事や東アジア漕艇国際

状況が続いている。経済運営の政策選択の幅も狭まっている。このような情勢の中で、地方財政においても国と同様厳しいものがあるが、多極型、分散型の国土形成が進んでいくと予想さ

第一次総合計画の着実な推進を図るとともに、町政の重要な課題に適切に対処していきたい。

予算編成の方針

いて措置しているので、格別の
ご賢察を賜りたい。

従つて本町においても種々検討したが、公共料金への転化は先送りとし、今後県並びに市町村の動向に注目し、状況を十分把握し、適切に対応措置を行っていきたい。なお、歳出

主要施策の概要

本町は 健全財政の堅持を基調としており、安易な公債への依存は厳に慎しみ、新年度においても今後の償還計画を吟味して、将来に大きな負担とならない程度に地方交付税措置等を考慮に入れた額を採用した。

経費節減合理化に努め、限られた財源の効率的な配分に徹し、対応しなければならない。また対応し得る施策を選択推進すべく予算編成をした。

千五百九十七万三千円、合わせて三十八億八百九十七万三千円となり、総合予算では前年度比一三・四パーセントの伸びであります。一般会計については前年度比一四・七ペーセント、三億二千六百万円増の積極型予算を編成した。歳入においては、柱となる町税については昨年の実績と景気の動向、国の税の体系を参考に積極的に検討。また重要財源である地方交付税について

健康で生きかいのある
生活づくり

- 保育体制の充実整備
 - 保健センターを拠点に健康診査の内容改善



健康は、生活の基本……「自分の健康は自分で守る」という意識を

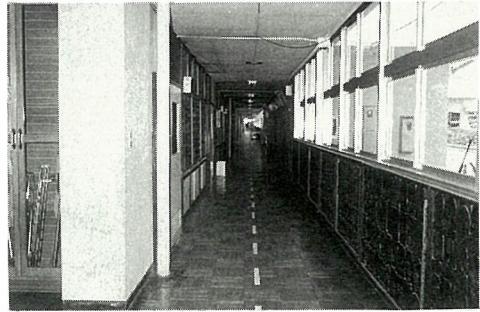
たくましく心豊かな人づくり

- 集団転作の奨励を積極的に進め、町単独補助をはじめ所要の措置を図っている
- 農業振興地域の指定区域の変

活力ある産業の基盤づくり

- 北小学校体育器具倉庫を改築
- 学校関係の備品の充実
- 社会教育の活動拠点である中央公民館の外装を補修、また、活動充実のため運営面での検討、整備を図っていく。
- 海洋センターのプール塗装
- 新年度は本町において加茂郡体育大会が開催予定、その関係諸費を予算措置

- 町民の健康増進を図るために家庭訪問の指導強化、身体機能の低下した方々の機能訓練
- デイ・サービス事業へ六十五歳以上在宅虚弱老人の委託
- 生活の安定を図ることを目的に勤労者生活資金融資制度を導入
- 国民健康保険事業会計については、経費節減と適切な援助により、税を据え置く
- 老人保健事業会計では、昨年に比べ大幅な援助を行い、事業運営の健全化を図る
- 後退は許されないことを念頭にきめ細かい福祉行政を進める



本年度は校舎内部が改修される西小学校

- 安全で住みよい環境づくり
- 下水道整備基本構想を策定、また今後想定される事業費について、将来財政圧迫とならないよう特定目的基金への積立てを実施
- 国道四一号線バイパスの早期着工と国道四一八号線比久見バイパスの建設促進の要望
- 主要地方道可児・金山線、美濃・川辺線の改良促進の要望
- 交通安全管理では、交通安全協会の協力を得て住民の意識高揚を図り、事故防止施設の充実に取り組んでいる
- 住宅対策では、町営住宅の屋根の修繕
- 生活環境整備においては、可

安全で住みよい環境づくり

- 地域活性化事業として定着した川辺おどりに増額助成
- 工場誘致条例に基づき奨励金の所要措置
- 商工会運営に対し、昨年と同額を助成
- 林業については、松くい虫対策と間伐事業を主に、森林組合を中心に推進していく
- 行政無線システムを実施
- 防災行政業務の一環として、一般行政における各種の情報を併せ提供できる各戸別防災合を中心に推進していく

平成元年度一般会計予算(25億4,300万円)の内訳

歳 入	(千円未満四捨五入)	歳 出
1億2,931万円 (5.1%)		その他 1,550万円 (0.6%)
4,250万円 (1.7%)		議 会 費 4,743万円 (1.9%)
6,600万円 (2.6%)		商 工 費 7,130万円 (2.8%)
6,675万円 (2.6%)		農 林 水 産 業 費 1億4,771万円 (5.8%)
6,743万円 (2.6%)		公 債 費 2億1,227万円 (8.3%)
7,273万円 (2.9%)		地 方 講 与 税 2億6,077万円 (10.2%)
8,420万円 (3.3%)		国 库 支 出 金 3億1,696万円 (12.5%)
1億6,343万円 (6.4%)		諸 収 入 3億4,125万円 (13.4%)
2億1,950万円 (8.6%)		緑 入 金 3億6,913万円 (14.5%)
8億円 (31.5%)		地 方 付 税 3億7,524万円 (14.8%)
8億3,115万円 (32.7%)		町 税 3億8,544万円 (15.2%)

- 上水道事業については、創設された消費税は、一応現況において料金への上乗せを先送りし当会計で負担、厳しい状況が続いているが、一層合理的な運営の下に極力料金の値
- 防災行政業務の一環として、一般行政における各種の情報を併せ提供できる各戸別防災合を中心に推進していく
- 燃物収集委託を年間を通じて週二回実施、各民間指定店におけるゴミ袋の取り扱いに配慮
- 防災行政業務の一環として、一般行政における各種の情報を併せ提供できる各戸別防災合を中心に推進していく
- 防災行政業務の一環として、一般行政における各種の情報を併せ提供できる各戸別防災合を中心に推進していく

上げ抑制に努力、経営の健全化を図る

● 町内各戸に無線施設を設置し平常業務の効率化の推進と併せて住民サービスの向上を図る

● 町民の意見を尊重、参考しながら「ふるさと創生事業」を実施

● 町民の意見を尊重、参考しながら「ふるさと創生事業」を実施

一般質問

今回の定例会における一般質問は、会期最終日の十七日に二名の議員が登壇し、当面する町政の諸問題について当局の考え方や方針をただしました。

ここに掲載しました質問および執行部の答弁の内容は、
く一部分で、紙面の都合で要約してあります。

井上幹雄議員

福島地内の信号機設置について

①信号機設置はいつごろか
問　昨年七月の可児・金山線
福島バイパス開通により、交通
量も非常に多くなった。地元住
民からは、かねてから国道四一
八号線との交差点に信号機の設
置を要望し、町当局や関係機関
へもお願いしてきたが、設置は
いつ頃になるか。

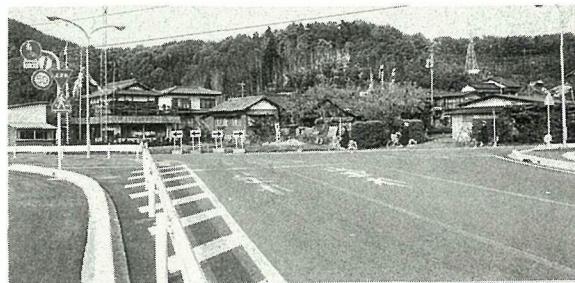
変則的な交差点であるため交
通安全の見地から必要
答（土木課長）県の公安委員
会と現地立ち会いをしたところ
特にこの交差点については、カ
ーブがあり、変則的な交差点で

答（土木課長）現在の交差点は、信号機がつくりまで暫定的に供用されており、信号機が設置することは技術的に困難で、ラインの書き替えで歩道を設置することは技術的に困難

(3) 交差点が広く、車線ラインの書き替えで歩道ができるないか
問 この交差点は、かなり広く余裕があり、用地を買収して新設しなくとも歩道の設置は車線ラインの書き替えで、よいのではないか。

会によれば、本年の七月頃に設置する予定と聞いている。

(順序は発言通告書受付順)



信号機設置要望の国道418号線と可児、金山線交差点（福島地内）

旧開拓道路へ進入の 交通渋滞対策を

答（土木課長）ご指摘の道路を通行規制するということは、大変むづかしいことと思うが、公安委員会とよく検討していくたい。この国道四一八号線の久見バイパスが一日も早く完成するよう、今後とも事業促進について国、県へ陳情を重ねてい

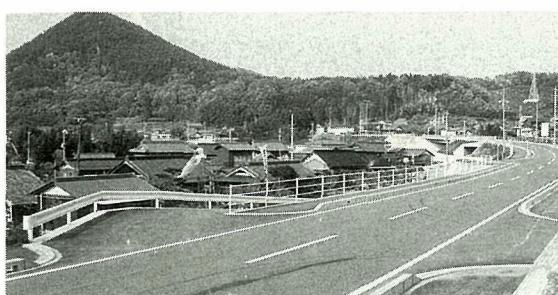
早期完成を今後も図 県へ陳情

問 国道四一八号線から旧開拓道路へ進入する約八十メートルの区間が非常に狭いため、朝晩交通混雑で渋滞する現状である。現在比久見地内で工事中のため交通量が比較的少ないが今後比久見地内の改良が進むにつれ、なお一層の混雑、渋滞が必至の状態になると考えられる。早目に解消する対策を考えていかなければならぬと思ふがどうか。

されると道路構造令に適合した

可児・金山線の類似 進入路対策について

問 福島地内の可児・金山線には、旧路線への進入路と、約十五メートルほど美濃加茂市よりに民家への進入路がある。美濃加茂市方面よりきた場合、その二つの進入路が非常によく似ていることから、夜にはかなりの車が、民家への進入路に入ってしまい、脱輪、接触等の事故で付近の人が起こされると聞いた。標識を立てるなど何か対策はないか。



可児・金山線から旧道への進入路と類似した進入路（手前左側）

対策については、な かなか難しい

答（土木課長）特に夜間、間違つて進入してくるということを、地元の方からも聞いており検討はしているが、対策についてはなかなか難しい。今までのドライバーの習慣というようなこともあつて、旧道に進入されるのではないかと思うが、時が経てばこうした間違いもなくなるので検討していきたい。

船戸 進議員

リクルート事件について 町長の考え方を問う

問 現在国政の最大の焦点となつてゐるリクルート事件について、私はこの疑惑が徹底解明ものである。特に疑惑の核心にある中曾根元首相の国会への証人喚問により、疑惑の全貌を明らかにされなければ、国民の政治に対する不信を一層募らせることがある。私達はこの問題についてある。私達はこの問題についてある。私達はこの問題についてある。

極めて遺憾なことで ある

答（町長）極めて遺憾なことである。国会においては論議されており、また検察当局でも徹底解明がなされるものと確信している。これは政治倫理確立の問題で、特に政治家が今後襟を正して政治に携わっていただきたいと考えるものである。

消費税について町長 の所見をお尋ねする

問 消費税の実施にあたつては国民の中に多くの混乱を招いていることは、よくご承知のことと思う。いま混乱は民間の企業・商工業者に止どまらず地方公共団体にも及んでいる。多く

て『国会で問題になつてゐるから国会にまかせておけばよい』とか、『司直の手にまかせておけばよい』と手をこまねいていてはならないと思う。私は議員として、後ほど動議を提出したいと考えているが、町長はどうにお考へかお尋ねしたい。

・先送り・凍結が相次いでおり当町も同様である。

また、消費税の反国民的な正体は日を経る毎に明らかになつており、すべての消費・サービスに課税されることから國や地方自治体主導で公共料金を含む方自治体の負担を増やすべきだとか『直接税の大幅減税のため、直間比率の見直しが必要』だとかを口実にして消費税導入を柱とした『税制改革』諸法案をゴリ押ししながら、消費税法案が通るやいなや今度は年金の支給開始年齢の五年間引き延ばしや、保険料の大額値上げなど年金制度の改悪を持ち出していく。

鳴り物入りの大額減税にしても累進税率の緩和により高額所得者ほど実質負担率が大幅に減り、消費税の増税があつても大幅減税になるのに反して、標準世帯の場合、年収五百五十万円未満、共働きでは一千万円未満の中低所得者は所得減税があつても、消費税によりすべて差し引き増税になる。さらに中小零細業者にとつても消費税転稼の問題・記帳事務の増加・帳簿の七年間保存の義務化など、まさ

た税制である。私達は、このようない消費税を断じて認めることはできない。いま全国で消費税の廃止を求める運動が大きく広がりつつある。私は、議会で決議を行うよう動議を提出したいと考えているが、地方自治体の財政に大きな圧迫をもたらす点からも、町長は国に対し消費税の廃止を求めるべきであると考えるが、どのようなご所見をお持ちかお尋ねしたい。

公共料金への転嫁は状況 を把握して適切に対処

答（町長）消費税法案は、税制改革に伴い昨年十二月国会において成立しているが、大変矛盾点もあり、またわかりにく一面もたくさんある。本条例会の冒頭において提案説明を申し上げたとおり、町としての消費税の対応措置については、使用料及び手数料いわゆる公共料金の転嫁は先送りとしている。今後においては、県はじめ県下市町村の動向に注目し、状況を十分把握した上で、適切に対応措置を行つていただきたい。

有効利用策を今後 検討していきたい

答（総務課長）遊休町有地は現在四地区にあるが、この遊休地というのは県から払い下げられた用地、あるいは事業のために町が買収したとき残地となつた用地があり、これらについて十

負担については、想定をして措置を行つてある。平成元年度予算の中で、こうした面を一部取り入れた提案をしているのでご理解賜りたい。

遊休町有地の保全状 況と活用について

問 遊休町有地の保全状況と活用についてあるが、現在町が所有する土地で利用されている土地はどれだけあるか。その保全状況はどうか。また利用計画があるか。それから石神地内で購入された土地の利用計画について、どのようにお進めになるのかお尋ねしたい。

現在四地区にあるが、この遊休地というのは県から払い下げられた用地、あるいは事業のために町が買収したとき残地となつた用地があり、これらについて十

見込んでおり、歳出では消費税

の廃止等により、消費譲与税を

いる。

しかし、地域の皆さんに迷惑

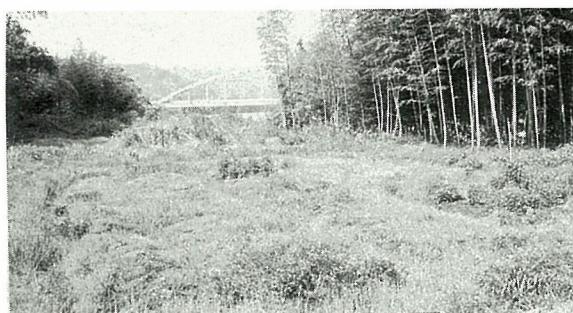
をかけている点もあるとすれば今後よく検討し、管理していかたい。なお、からの有効利用については、現在利用策はもつてないが、今後、検討していきたい。

答（住民課長）このご質問に対する回答は、前記（遊休町有地の活用についての後段部分）のご質問と関連性があるので、併せてお答えしたい。

石神地内の購入地の利用とあわせて検討中

の問題は、これまでにもたびたび問われてきているが、まだ進展をみていない。二次総の中の実施計画には項目として掲げられているが、その時期は不明である。どのようにお考えかお尋ねしたい。なお、私は以前に『老人いこいの家』を地区毎に建設していただくよう、また施設のみならずソフトの面についても要望してきたが、その後検討されたかお尋ねしたい。

老人福祉施設の建設計画について



石神地内で購入の公共用地

厚生省では、生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりの三本柱を掲げており、私ども行政の立場で配慮すべきことは、生きがいづくり、仲間づくりのための場づくりであると思う。こうしたことから老人福祉センターの設置について研究を重ねているが、ご指摘の石神地内に於ける施設の建設は、これまで配慮すべきことは、生きがいづくり、仲間づくりのための場づくりであると思う。こうしたことから老人福祉センターの設置について研究を重ねているが、ご指摘の石神地内に於ける施設の建設は、これまで配慮すべきことは、生きがいづくり、仲間づくりのための場づくりであると思う。

児童保育と児童教育について

問 長年待望されていた第一保育園が完成し、新しい園舎で保育が行われている。しかし、近年幼児の数も減少傾向にある上、少なからぬ児童が町外の幼稚園へ流れている。この問題をどうに受け止めているか。

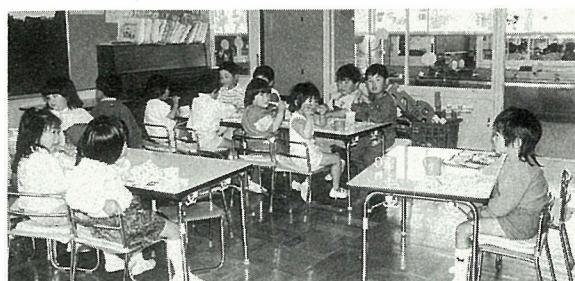
私は少なくとも、町内の子は町内で育てられることが望ましいと考える。町外の幼稚園へ出しあられる人の多くは、子供の送り迎えと入所条件の問題で止むなく町外へ通わせておられるものと思う。一度調べられてはどうか。ご見解をお尋ねしたい。

答（住民課長）町内の児童が町外の幼稚園へ多数通園されているが、保育所はご承知のように児童福祉の観点から、いわゆる保育に欠ける乳児または幼児を保育するということをたてまえとして実施している。一方、幼稚園の場合は、学校教育法に基づき実施されており、出发点に相違がある。

しかし、本町においては、園長をはじめとして保母達の努力で高度な保育が現実に行われており、全ての面で幼稚園に優るとも劣らない児童保育を実施している。こうした状況の中で、一人でも多くのお子さんが町内の保育園に通園されるよう今後PRしていきたい。

問 町道の維持管理についての方針と態勢は

なお、送迎バスの実現については、責任体制あるいは管理体制その他あらゆる面で諸問題があつて実現していない。今すぐ実現ということは考えていないが、将来の課題であると認識し



児童教育は、人間形成の基礎的段階として、豊かな心の育成に重要な意味をもつ——第1保育園で

で購入された土地は、位置としては東西南北の中央にあり、周囲は閑静な環境となっている。今後、議会の皆さまや多くの町民の方々のご理解、ご指導のもとに、取り付け道路の完成をまって着手できるよう進めていただきたい。

年々高齢化が進み、昨年三月三十一日現在では、六十五歳以上の人口が一千四百五十三人と総人口の約一四パーセントとなっており、今後さらに高齢化が進み健康、福祉、医療その他複雑な諸問題が活発化することは必至と思われる。こうした中で

もとに、取り付け道路の完成を

まつて着手できるよう進めていきたい。

町民の方々のご理解、ご指導の

もとに、取り付け道路の完成を

まつて着手できるよう進めていきたい。



道路維持工事（石神地内で）

答（土木課長）町道の維持管理については、月に一、二回巡回管理を行つており、草刈り等については、年二回ほど実施している。幅員の特に小さい二メートル以下の道路については、

材料などの現物支給によって地元住民の方で維持管理をお願いしている。

また、主要町道の路側とか路肩の陥没した箇所については、予算の範囲内で今後、逐次実施していくきたい。

大型店問題について

①五条申請内容の点検と『地元主導型』の具体的宣言義ニづゝ、

てお尋ねする

側の水溜まりで、路肩の草の堆積により水はけが悪くなり、道路の三分の一から半分近くが連続しているような箇所も見受けられる。また、街では工事で復旧した箇所の陥没や補修箇所の剥がれによるものが多い。これら街のものについては、民家にも被害を及ぼしているようで、早急な対策を必要とする。

当局の計画についてお聞きし

月に一、二回巡回管理、予算の範囲内で逐次実施

まず五条申請が出されているが、これはいわゆる大型店に入店する方の届け出であるが、町長はあくまで地元主導型でいくんだということをいわれ、産業課長はその裏付けとして、二十一

数店舗から三十店舗近い希望者がいるよう答弁をされた。確かに五条申請では、地元二十二店舗、それから共同売場といふ形で中心になる川辺商業開発株式会社が入っているが、その総面積は非常に狭いもので、大部分を核テナントのユーストアが占め、その売場面積は一、八七五平方㍍となつてゐる。

この五条申請については、疑問をもたざるを得ないところが多く見受けられる。二十一店舗入られるうちの三店がわずか三平方㍍の売場面積、五平方㍍の売場面積が一店、あと七平方㍍の売場面積が四店ある。三平方㍍というと畳二畳にも満たないわけで、そのようなところで果たして商売ができるのか疑問であり、こうしたことは入店する前から明らかなことである。

地元主導型ということの定義については、町長なりのご見解をおもちだそうであるが、基本的に地元主導というならば、ユーストアが核テナントとして入つて、しかも七〇・ペーセントぐらいの売場面積をもつて、扱い品も非常に間口の広い、例えば食料品、日用雑貨品などの品目が扱えるようになつてゐる。

それには特定された品目が羅列されたり、その中から選んで店舗を選択するということで、これで里たして地元主導といえるかどうか。

五条申請内容の点検と『地元主導型』の具体的定義についてお尋ねしたい。

ては、商工会並びに商調協（商業活動調整協議会）において、十分審査がなされて結審が出たもので、その審査については尊重している。

地元主導型というものの定義については、地元の商業者によって計画されていることこそ地元主導型であり、土地の選定、買収また土地の賃借等についても地元が行い、あるいは建物等の不動産についても地元が所有している。このようすに地元業者が計画され、主として地元業者が出店されるということが、地元主導型の定義であろうかと思う。

②核テナントが大型店において果たす役割と地元商業者への影響とその対策について

問 核テナントというのはユーストアであるが、このユーストアは九〇数パーセントをユニーが株をもつてゐる子会社である。あの残った株もユーストア各支店の支店長がもつてゐるという実態で、極端な言い方をすれば、川辺町にユニーが進出してくるといつても過言ではない。人口わずか一万数百人というこの川辺町は、今までにも申し上げてきたが、通産省においては、商工会並びに商調協（商業活動調整協議会）において、十分審査がなされて結審が出たもので、その審査については尊重している。

ではつきりと自粛地域ということを指定している。そういうところにこうした大きなテナントが入るということになれば当然に地元の商業者に対しても大きな影響を及ぼすことは、火を見るより明らかである。しかもその中心が、いわゆる生鮮食料品等に集中してくる。消費者の利益に配慮しつつという言葉はあるが、しかし核テナントに入るユーストア、いわゆるスーパーといふものの性格というものは、今までにもいろいろ取りざたされている。

私の聞いているところでは、スープー商法といふのは、一六三商法といつて、一〇パー百分の目玉商品をおいて六〇パーセントの品は通常の市場価格で扱う。残った三割のところで大きな儲けを出すといふことが定説となっている。従つて、目玉商品で消費者を寄せて、いろいろ買わせる。トータルで儲けを十分にもつていくというのがスープー商法である。それはあのダイエーの中内社長がいみじくもそのことを裏付けた発言をしている。

核テナント(ユーストア)が大型店において果たす役割、性格をどのように評価されるか。

また、地元商業者(非入店者)への影響について、どのような想定をされているか。そして、そんな用意があるかお尋ねしたい。

問 遠藤町政四年間の自己評価と三選出馬について

町外流出の防止と顧客吸引力を高めることなどができる

答(町長) 核テナントが、大型店において果たす役割については、町内の消費者の動向、町外流出を防ぐことはもちろんあるが、核店舗が入ってくることによって町外消費者の流入、特に顧客吸引力を高めることができること。また可児市、美濃加茂市を含める広域的商業圏の中で、地域間の競争に対抗できることではないかと思う。

次に、地元商業者、非入店者の影響については、すでに町の購買力は町外へ流れしており、今後一層の厳しさがあるものと思つてゐる。これからも商工会の一層の経営指導と商業者自らも経営の合理化、近代化を図らなければ、ご努力されることを願つてゐる。行政に対しては、商業者の指導的役割をもつてゐる商工会より、一つの考え方の中で要望ががあれば議会の皆さん方のご協力をいただき、要望等に対処していきたい。

問 遠藤町政四年間の自己評価と三選出馬について

問 遠藤町政の四年間を振り返って、町長としてどのようにしてお尋ねされたが、今回最後の定期例会として、その点のご意思についてお尋ねするとともに、もし決意されれば、どのような政策をもつて望まれるか。

答(町長) 私は昭和五十六年五月、町議会の皆さま方はじめ町民各位のご支援をいただき町長に就任し、第一期四年目の最終を迎えるとしている。この間、町議会はじめ町民の皆さま方のご協力に心から感謝している。

また私を支えて町行政の推進役として働いてくれた黒岩助役をはじめ町職員に対しても感謝の気持ちでいっぱいである。

この四年間を振り返ってみると、本定期会冒頭の提案説明でも申し上げたように、新制川辺町誕生以来三十年目を迎える



ことができた。また昭和六十二年度から十か年の川辺町の二十一世紀を展望した地域社会の健全な発展と魅力ある町づくりを目指した第二次総合計画を策定しすでに三年目を経過しているが、その基本計画に基づき、本町が懸案としていた庁舎、保健センターの建設をはじめ、西小馬に対する質問があつたが、確答は避けられた。今回最後の定期例会として、その点のご意思についてお尋ねするとともに、もし決意されれば、どのような政策をもつて望まれるか。

問 遠藤町政の四年間を振り返って、町長としてどのようにしてお尋ねされたが、いま考えていることは、まずもつて本定期例会においてお尋ねするとともに、も

うことは、まずもつて本定期例会をはじめとする議案のご決定をいただき、平成元年度の行政の執行に一層の努力をしていきた

い。そして、今後とも町の基本理念である健全財政を堅持しつゝ、生きがいに満ちた誇り高き郷土・川辺町を目指し、福祉と住みよい近代社会を築くための第二次総合計画の推進を図るとともに最近の技術革新・高齢化

しつつ、ますます高齢化が進む中で高齢者の福祉対策、環境の整備等を重点として、町民のニーズに応えた行政の推進を図つていただきたい。

また各種団体の皆さま方からもご推挙をいただきつつある。町民の皆さま方のご支援をいただき

くことができるならば、引き続

いて町政を担当していきたいと考えている。公約についてのお尋ねがあつたが、いま考えてい

て町政を担当していきたいと考えている。公約についてのお

尋ねがあつたが、いま考えてい

議会日誌

平成元年
2月2日
平成元年
4月28日



- 2月2日 商工会役員との懇談会に議長出席
- 6日 議会報編集委員会開催。38号発行を協議
- 8日 国道418号線整備促進陳情に議長出席(東京都)
- 9日 厚生経済委員会協議会開催。平成元年度予算等を審議
- 13日 議会報編集委員会開催。38号発行の協議
可茂衛生施設利用組合協議会へ議長出席(美濃加茂市)
- 14日 土木委員会協議会開催。平成元年度予算等を審議
- 15日 名濃バイパス建設促進陳情に副議長出席(東京都)
- 16日 総務文教委員会協議会開催。平成元年度予算等を審議
- 21日 議会全員協議会開催。ふるさと創生事業等を協議。
- 22日 連合福寿会指導者研修会に議長出席
- 27日 加茂、可児町村議会議員研修会へ出席(美濃加茂市)
- 28日 議会運営委員会開催。第1回定例会の運営について協議
- 3月3日 各一部事務組合議会に議長出席(美濃加茂市)
- 8日 第1回定例会開会。会期の決定、町長提案説明、議案一括上程、議案説明
- 9日 定例会本会議。議案説明
- 13日 土木委員会開催。陳情書について協議
中学校卒業式に議員出席
- 15日 定例会本会議。質疑
- 17日 定例会本会議。一般質問、討論、採決。定例会閉会
- 24日 各小学校卒業式に議員出席
- 29日 第1保育園竣工式
- 31日 郡議長会(美濃加茂市)
- 4月2日 消防団入退団式に議員出席
- 6日 小中学校入学式に議員出席
- 17日 郡議長会(美濃加茂市)
- 21日 議会全員協議会開催。行政視察研修について協議
- 26日 可茂地区環境緑化大会に議長出席(白川町)
- 28日 商工会青年部通常総会に議長、厚生経済委員長出席

条例

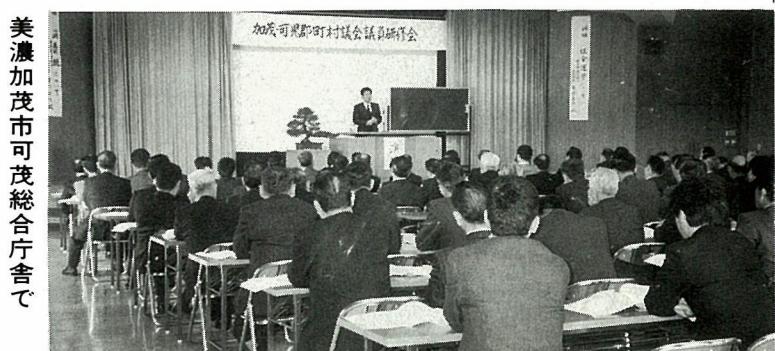
条例は地方公共団体が、その自治立法権に基づいて定める法形式です。

条例の制定または改廃の手続きとしては、まず条例案を作成して議会の議決を経なければなりません。この条例案の提出は原則として議長に送付しなければなりません。この条例案の提出は原則として議員の双方に認められていますが、中には長

または議員のいずれかに提案権が専属するものもあります。

議会に付議された条例案の議事は、原則として過半数議決によって決定されます。議会で議決されると、議長は議決のあつた日の翌日から起算して三日以内に長に送付しなければならないことになつております。その他の議会の議決を受けなければならぬ事件について、急施を要することから議会を開く時間的余裕がないなどの理由で、議会の議決を受けられない場合、例外的に町長の権限で決定することを専決処分といいます。

専決処分をしたとき、町長は次の議会においてこれを報告し、承認を求める必要があります。当日は、管内九か町村議員百三十名が参加し、約三時間の講演を熱心に聴きました。



議会 豆辞典



専決処分

はなりません。
公布は、掲示場へ掲示することによって行われ、この公布をもつて条例は完全に成立することになります。

**加茂、可児郡議員研修会
管内から百三十名参加**

加茂、可児郡町村議長会主催による昭和六十三年度議員研修会が、さる二月二十七日、美濃加茂市の可茂総合庁舎において開催されました。

